

香川県報



第 18 号

平成 18 年

3月7日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

規 則	●香川県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則	（農 政 課）	一
告 示	身体障害者福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定	（障害福祉課）	二
	知的障害者福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定	（ 〃 ）	二
	児童福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定	（ 〃 ）	二
	道路の区域変更	（道路保全課）	二
公 告	貸金業者の営業所等の所在の不確知（三件）	（経営支援課）	三
	大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出	（ 〃 ）	三
	県営土地改良事業計画の決定	（土地改良課）	四
	都市再開発法の規定による市街地再開発組合の事業計画の変更の認可	（都市計画課）	四
	平成十八年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	（建 築 課）	五
	選挙管理委員会告示		五
	政治資金規正法の規定による政治団体の届出		六
	政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出		六
	政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出		六
	政治資金規正法の規定による資金管理団体の取消しの届出		七

規 則

香川県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年三月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第八号

香川県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則

香川県農業協同組合等検査規則（平成十一年香川県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「書類」を「書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

香川県告示第百五十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年三月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇一三九一 一七	香川県高齢者生活協同組合「ひだまりさぬき」	香川県高齢者生活協同組合 高松市勅使町六八	平成十八年 三月一日	身体障害者居宅 介護

さぬき市志度一四七番地四 〇九一		
---------------------	--	--

香川県告示第百六十号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年三月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇二 一〇三三二 一九	香川県高齢者生活協同組合「ひだまりさぬき」 さぬき市志度一四〇九一	香川県高齢者生活協同組合 高松市勅使町六八七番地四	平成十八年三月一日	知的障害者居宅介護

香川県告示第百六十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年三月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇三 一〇三三三 一八	香川県高齢者生活協同組合「ひだまりさぬき」 さぬき市志度一四〇九一	香川県高齢者生活協同組合 高松市勅使町六八七番地四	平成十八年三月一日	児童居宅介護

香川県告示第百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月七日から同月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 北風戸積浦線（二百五十六号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前後別				
香川郡直島町字流レ七三二番一地 先から	前	二二・〇	一四・五	二二	町道移管による一部不 用物件化
	後	二二・〇			
香川郡直島町字流レ七三二番一地 先まで	後	二二・〇	一四・五	二二	町道移管による一部不 用物件化
	前	二二・〇			

公 告

香川県公告第百二十四号

次の貸金業者の営業所等の所在の確知ができないので、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十八条第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。
なお、この公告の日から三十日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、貸金業の規制等に関する法律第三十八条第一項の規定に基づき、当該貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成十八年三月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 商号又は名称
アキユート

二 氏名

松澤 亜希子

三 主たる営業所の所在地

高松市塩上町三丁目十二番六号

四 登録番号

香川県知事(一)第〇〇六一号

五 登録年月日

平成十五年十二月九日

香川県公告第百三十五号

次の貸金業者の営業所等の所在の確知ができないので、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第三十八条第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、この公告の日から三十日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、貸金業の規制等に関する法律第三十八条第一項の規定に基づき、当該貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成十八年三月七日

香川県知事 真鍋 武 紀

一 商号又は名称

有限会社アイユー

二 氏名

黒淵 晃

三 主たる営業所の所在地

高松市常盤町一丁目九番地四

四 登録番号

香川県知事(一)第〇〇六二六号

五 登録年月日

平成十六年九月十五日

香川県公告第百三十六号

次の貸金業者の営業所等の所在の確知ができないので、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第三十八条第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、この公告の日から三十日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、貸金業の規制等に関する法律第三十八条第一項の規定に基づき、当該貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成十八年三月七日

香川県知事 真鍋 武 紀

一 商号又は名称

フアンスペース

二 氏名

安坂 明典

三 主たる営業所の所在地

高松市天神前十番地九 妹尾ビル二F

四 登録番号

香川県知事(一)第〇〇六二七号

五 登録年月日

平成十六年十月六日

香川県公告第百三十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年三月七日

香川県知事 真鍋 武 紀

一 届出の概要

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所
イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

2 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン高松ショッピングセンター 高松市香西本町一番一ほか

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

- 4 イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
大規模小売店舗の新設をする日
平成十八年十月二十八日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
四一、〇〇〇平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の収容台数
一、八六〇台
- (一) 駐輪場の収容台数
一、二五〇台
- (二) 荷さばき施設の面積
八五九平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の容量
二二一立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前九時
閉店時刻 午前零時
来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午前零時三十分まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数
八箇所
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前零時から午後十二時まで
- 二 届出年月日
平成十八年二月二十七日
- 三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
- 1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労働課
縦覧期間
平成十八年三月七日(火曜日)から同年七月七日(金曜日)まで

四 意見書の提出
法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年七月七日(金曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労働課において当該公告の日から一週間縦覧に供する。

- 1 記載すべき項目
(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(四) 意見の内容
- 2 提出先
郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ
香川県公告第三百三十八号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(県営ため池等整備事業(小規模)又ヶ谷池地区)計画を平成十八年二月二十八日定めた。
その関係書類を三豊市農林水産課において平成十八年三月十四日から同年四月三日まで縦覧に供する。
平成十八年三月七日
香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第三百三十九号
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定により、市街地

再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年三月七日

香川県知事 真鍋 武 紀

一 組合の名称

高松丸亀町商店街G街区市街地再開発組合

二 事業施行期間（変更後）

平成十三年十一月十六日から平成二十三年三月三十一日まで

三 施行地区

高松市丸亀町の一部、鍛冶屋町の一部、古馬場町の一部及び瓦町の一部

四 事務所の所在地

高松市磨屋町十番地二

五 設立認可の年月日

平成十三年十一月八日

六 事業計画の変更認可の年月日

平成十八年二月二十七日

香川県公告第四百十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成十八年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第十五条の十七第一項の規定により、香川県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成十八年三月七日

香川県知事 真鍋 武 紀

一 試験期日及び時間

1 学科の試験

試験区分	試験期日及び時間
二級建築士	平成十八年七月二日（日）午前十時から午後五時十分まで

木造建築士 平成十八年七月二十三日（日）午前十時から午後五時十分まで

2 設計製図の試験（学科の試験の合格者のみ）

試験区分	試験期日及び時間
二級建築士	平成十八年九月二十四日（日）午前十一時三十分から午後四時まで
木造建築士	平成十八年十月八日（日）午前十一時三十分から午後四時まで

二 試験場

県立高松工芸高等学校（高松市番町二九三）

三 受験申込手続

1 インターネットによる受験申込

（平成十六年以降に試験の受験申込をした者のうち、試験の申込に必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限る。）

（一）受付期間

平成十八年四月一日（土）から同月七日（金）まで

（二）受付時間

受付開始日の午前十時から受付最終日の午後四時まで

（三）受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaetc.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

2 受付場所における受験申込

（一）受付期間

平成十八年四月十日（月）から同月十四日（金）まで

（二）受付時間

午前十時から午後四時まで

（三）受付場所

社団法人香川県建築士会（高松市天神前六三四 村瀬ビル二階）

（四）申込方法

四 受験申込書は、受付場所に直接提出すること。
 合格者の発表及び可否の通知
 平成十八年十二月七日(木)の予定。
 なお、学科の試験については、平成十八年九月五日(火)の予定。

五 その他

(一) 設計製図の試験の課題

平成十八年六月二十一日(水)(予定)から財団法人建築技術教育普及センター
 中国四国支部及び社団法人香川県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試
 験の試験場においても掲示する。
 (二) この試験に関する問い合わせ先

財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部(電話〇八二二二四五 八〇五
 五)

社団法人香川県建築士会(電話〇八七 八三三 五三七七)

香川県土木部建築課建築指導室(電話〇八七 八三一 三六一二)

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による政治団体
 の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公
 表する。

平成十八年三月七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の 氏名	主たる事務所の所在地
大山茂樹後援会	大山 茂樹	堀尾 全一	さぬき市志度七三九 二
河野雅廣後援会	津村 慧	岡田 友一	綾歌郡綾上町羽床上一二五 九一

香川県選挙管理委員会告示第四十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定による政治団体の届出
 事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表
 する。

平成十八年三月七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	代表者の氏名	三好 近信	小野 武志
香川県獣医師政治連盟	新	氏名	入江 充洋	砂川 一浩
三好和隆後援会		氏名	三好 近信	小野 武志

香川県選挙管理委員会告示第四十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による政治団
 体の解散等の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年三月七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称
石川昇後援会
泉川くにひろ後援会
堂下みどりを励ます会
中井弘後援会
久元豊後援会
三好和隆後援会

香川県選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年三月七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

資金管理団体の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	取消しの届出のあつた資金管理団体の名称
堂下みどり	詫間町議会議員	堂下みどりを励ます会

平成十八年三月七日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています